

日本中世の巡礼・寺社参詣と地域権力

川岡 勉（愛媛大学教育学部教授）

Japanese pilgrimages during the Middle Ages

- Visits to temples and shrines and regional authority

Tsutomu KAWAOKA

Professor, Faculty of Education, Ehime University

Among the pilgrimages and visits to temples and shrines that developed during the middle ages in Japan, the Saigoku and Shikoku pilgrimages, circular routes that include numerous pilgrimage related sites, were more difficult than straight-line pilgrimages to just one sacred site such as Mt Koya, Ise Shrine or Kumano. As a result, it took a much longer time for the ordinary person to embark on circular pilgrimage routes. During the Middle Ages the Saigoku and Shikoku pilgrimage routes were places of ascetic training and were included in the severe training program for mountain priests. However, during the Muromachi period (1336-1573) the first common person made the Saigoku pilgrimage and during the Sengoku period (1467-1567) made the Shikoku pilgrimage.

Also during the Muromachi period policies regarding the prosperity of Buddhist and Shinto sites in both the city and country were developed due to the creation of the Shogunate Protective System. Then, after the mid-15th century, this protection, which grew in strength, began to take on many public functions in its control of each province in the country. The protection and regulation of temples and shrines came under the regional authority, which focused on the military governor, and as a result, the religious order was also included within each province. The Ouchi family made a large province with Sou (a province in present-day Yamaguchi prefecture) as its core, organized the order of religion based on Bodaiji, Ujidera and Ujigami, took control of the temples and shrines within the province, and from around the middle of the fifteen century actively developed regulations for the temples and shrines. The Ouchi family went to the sacred sites of Mt Koya, Ise, Itsukushima shrine in Hiroshima prefecture, Usagu Shrine in Fukuoka prefecture as well as often went to worship at such influential temples and shrines such as Ichinomiya and Ninomiya shrines within the province. The Ouchi family prayed at many shrines in Yamaguchi, which was the capital of the province. They also tried to revive nationwide the faith toward Takane Daijingu shrine that was constructed during the Eisho period (1504-1520) and there are many examples of people coming from Fukuoka to Yamaguchi to worship at this shrine. On the other hand, the "Articles of the Ouchi family" restricted the stay of a pilgrim to under five days and included stipulations so that people pretending to be pilgrims who visited a temple or shrine could be questioned by the authorities. It is apparent that the Ouchi family, who tried to control religion within the limits of their own province, were aware of the existence of pilgrims and worshippers, who were active outside the province and might disrupt the state of things.

はじめに

弘法大師巡礼が大衆化して現在みられるような四国遍路が確立したのは近世のことである。近世には諸国の巡礼や物見遊山の旅が盛んになり、これに対応して巡礼者に対する統制のシステムが整えられていった。四国の諸藩の遍路統制は一様でないが、巡礼者に往来手形を携帯させて通行を許可し、順路を定めて脇道にそれるのを禁止するなど、一定の対策が講じられたことが知られている。⁽¹⁾ 諸藩の中で早い段階で四国遍路

への対応を見せたのは徳島藩であり、慶長3年（1598）、藩主の蜂須賀家政は街道沿いの真言宗寺院8寺を駅路寺に指定し、各寺に寺領10石を与えた。「当寺之儀、往還旅人為一宿令建立候之条、専慈悲可為肝要、或辺路之輩、或不寄出家・侍・百姓等、行暮一宿於相望者、可有似合之馳走事」とあるように、往還する旅人に便宜を図るよう命じたのである。⁽²⁾

四国遍路の原型は、古代末・中世以来行われてきた修行僧による苦行に由来する。そして、札所寺院に残された落書からは、中世末（戦国期）には俗人が四国遍路に加わり始めていた様子がうかがわれる。戦国期は中央国家による統制力が低下し地域権力が台頭した時期であるが、戦国期の地域権力は寺社参詣や巡礼など移動を伴う宗教活動に対してどのような対応をみせたのであろうか。本稿は、15世紀から16世紀半ばまで、西中国から北部九州にかけて広大な分国を形成した大内氏を主たる研究対象として、中世の寺社参詣や巡礼行為に対する地域権力の関わり方を考察したものである。

1 中世の寺社参詣と巡礼

日本中世は神仏の時代であり、神仏への信仰が人々の間に広まり、寺社参詣や巡礼に出かける動きが拡大していった。しかし、その一方で中世は戦乱・山賊・海賊・関所など交通の障害となる要素が数多く存在した時代でもある。中世後期に至ると、都市や村落が発達し、民衆が成長して参詣者は広がりを見せる。但し、街道や海上交通路の発達、宿泊施設の整備、食糧の確保、貨幣流通の状況などに地域差がみられることもあり、寺社参詣や巡礼の展開過程は一樣ではない。

中世初頭以来、寺社参詣の中でもっとも盛んだったのは熊野詣であった。しかし、中世後期になると伊勢参宮がこれに取って代わるとされる。⁽³⁾ 熊野と伊勢はともに信仰普及の宣伝機関である御師を備えて参詣者（檀那）を誘引した。中でも熊野の強みは御師と檀那を仲介する存在である先達（多くは山伏）の活動であった。とりわけ、熊野三山の所在する紀伊国と同じ南海道に属し、紀伊と海上交通で結びついていた四国においては、熊野の勢力が与えた影響は大きい。熊野の所領が四国各地に分布し、熊野海賊が四国周辺海域へ進出する中で、熊野信仰は四国一帯に広がっていくのである。熊野山という山号を持つ石手寺をはじめ、四国遍路の札所の中には熊野信仰の痕跡が認められる寺院が28か寺にも達するという。⁽⁴⁾

中世末から近世にかけて熊野詣が衰えを見せると、山伏は伊勢参宮など他の寺社参詣の先達を兼務したり、檀那の代わりに代参することが多くなる。伊勢は熊野のような先達が不在であったため、熊野に比べると地方進出が遅れていたが、中世後期になると御師が直接各地を回って檀那を獲得し、布教を兼ねた商業活動を活発に展開した。足利将軍家もたびたび参宮するなど、伊勢参宮は熊野詣をしのぐ賑わいを見せていくのである。

熊野詣や伊勢参宮には及ばないものの、中世後期になると高野登山も次第に盛んになる。応永21年（1414）の高野山禁制案には、「当山参詣之輩、或任往古之由緒、或随当寺之所縁、可有寄宿之处、於国々宿々、廻秘計引旅人之条、背寺家之掟者也、殊備前国三石関所、自九州・中国参詣人、語関守、以賄賂令誘引之輩有之歟」とあり、国々宿々において「往古之由緒」や「当寺之所縁」に背いて旅人を寄宿させたり、賄賂などを用いて参詣者を誘引したりする行為が禁じられている⁽⁵⁾。交通・町場の発達に伴い参詣人が拡大し、街道沿いの町場では旅人の争奪をめぐって軋轢が生まれていたのである。15世紀初頭の段階で、高野参詣がかなり広がりを見せていたことがうかがわれよう。そして、戦国期になると、高野山の宿坊と地方大名の間で師檀関係が広く形成され、国ごとに高野参詣を組織する体制が構築されていくことになる。

熊野詣・伊勢参宮・高野登山などと違い、複数の巡礼地を回るため、より難度が高いのが西国三十三カ所観音巡礼と四国遍路である。そのため、中世の西国巡礼・四国遍路は、もっぱら修験者、すなわち山伏の厳しい修行として取り組まれた。「修験之習、以両山葺藪、瀧山千日、坐巖屈冬籠、四国辺路、三十三所諸国巡礼、遂其芸」⁽⁶⁾、「瀧山千日、大峯・葛木両峯抖藪、観音卅三所、海岸大辺路、所々巡礼、水木石、入壇伝法、長日供養法、護摩八千枚修行者、為法界四恩令加善云々」⁽⁷⁾、「南滝千日籠、鷲峰抖藪四箇度、観音卅三所巡礼、富士・立山・白山各禅定、東八箇国并出羽・奥州修行、四洲海岸・九州辺路八千枚七度、伝法灌頂大阿闍梨耶十五箇度、公武大法秘法阿闍梨数箇度」⁽⁸⁾ などとあるように、西国巡礼や四国遍路は「修験の習」（修験者が究めるべき修行内容・しきたり）の1つとして、大峯・葛木両峯抖藪や瀧山千日籠等と並んで列挙されるものであった。⁽⁹⁾ 山伏の修行内容が定型化していたことが分かる。

室町期に入ると西国巡礼には宗教者だけでなく俗人も参加するようになる。これに比べて、自然条件・交通条件が一層厳しく苦行性が高い四国遍路の場合は、俗人が加わるのはさらに遅れる。四国遍路の原型は「四国の辺地」（「今昔物語」・「梁塵秘抄」）を廻る聖の宗教活動であり、四国は古代末・中世初期から聖の修行地であったとされる。空海・空也・重源・西行・一遍ら、四国で修行したと伝えられる宗教者は少なくない。四国で修行する聖たちの信仰は多様性・複合性を特徴としており、修験・山伏系の山岳信仰、観音信仰・補陀落信仰などと結びつく海洋信仰、念仏聖による阿弥陀信仰など、宗派を超える様々な信仰が弘法大師信仰と結びつくことによって後の四国遍路が生み出されていくものと考えられる。近年とくに注目されているのが四国遍路と熊野・山伏との深い関わりであり、四国修行を「修験の習」の体系に組み込んだ山伏たちのネットワークが後の四国遍路を生み出す基盤になった可能性が高い。⁽¹⁰⁾

不便で肉体的苦痛を伴う四国修行は、中世にはほとんど僧侶・修験者の独占物であり、もっぱら彼らの苦行として展開した。四国修行においては沿道の支援が不可欠であり、接待援助が習俗化する。これが後の四国遍路の接待習俗に受け継がれていくのであろう。俗人が四国巡礼に姿を見せるのは、中世末・戦国期のことである。讃岐国分寺や伊予の浄土寺・石手寺、土佐神社などには、阿波・播磨・備中・山城・紀伊・越前・三河などから訪れた者が記した落書が残されており、戦国期には遠隔地を含む各地から巡礼者がやって来たことが知られる。浄土寺の落書には「四国中 えちせんのかにせうのうち人ひさの小四郎」「四国遍路美□ 遍路同行五人のうち阿州名東住人 大永七年七月六日」、土佐神社の落書には「四国遍路の身共只一人、城州之住人藤原富光是也、元亀二年式月廿七日書也」という墨書が認められ、四国遍路に俗人が加わり始めている様子がうかがわれる。⁽¹¹⁾ 四国遍路の大衆化は近世になって初めて見られる現象ではなく、戦国期にその萌芽が認められるのである。

2 守護の台頭と宗教統制

(1) 室町幕府—守護体制を通じた仏神事興隆

室町期には、幕府—守護体制を通じた都鄙一体の仏神事興隆政策が展開した。大田壮一郎氏は、宇佐宮に対する大内氏、白峰寺・琴弾八幡宮に対する細川氏、日御碕社に対する京極氏の対応を分析して、地域寺社の興隆が守護を介して中央諸勢力と関わりながら取り組まれていたことを明らかにした。⁽¹²⁾ 幕府—守護のラインを軸とする宗教統制の下で寺社造営や寺社参詣・勧進活動などが展開していくのである。

室町幕府は時宗の遊行上人の諸国往来を保証し、「時衆人夫馬輿已下、諸国上下向事、関々渡、以押手判形、無其煩可勘過之旨」を国々の守護に命じた。⁽¹³⁾ 応永28年(1421)、出雲の杵築大社国造方が日御崎社への参詣通路を停止すると、対抗する日御崎検校は守護京極氏への訴訟に及び、守護から社家奉行に対して通路回復の命令が出されている。⁽¹⁴⁾ 寺社参詣をめぐる紛争も、守護を中心とする地域権力秩序のあり方に対応する形で解決が図られたことが分かる。

(2) 守護による宗教統制

15世紀半ば、将軍足利義教が暗殺された嘉吉の乱を機に室町幕府—守護体制は変質を見せる。幕府の求心力が低下し、権門支配が後退する中で、守護が分国に対する一円的な支配を強め、分国内の領主に対する優位な立場を基礎に多くの公共的な機能を担うようになる。文安5年(1448)、東寺造営の勧進活動が若狭で取り組まれた時、東寺僧は「若州之奉加事蒙仰候、武田殿之奉書なく候へてハ不可然候、但此国之事安事候、奉書たに候ハ、愚僧是ニ候ハす共にて候」と書き送っており、守護武田氏の奉書が出されなければ勧進は困難であるが、奉書さえ出されていれば若狭一国の勧進は容易だと考えられていたことが分かる。⁽¹⁵⁾

文明19年(1487)、東寺の使者が河内で勧進活動をするため畠山義就のいる誉田に赴き、義就家臣に対面して許可を求めた。当時、義就は幕府に敵対して朝敵とされており、河内国守護職を剥奪されていたが、実力で河内を押さえていたため国内では「守護」と捉えられていた。義就の承認ぬきに南近畿で勧進活動を行うのは困難だったのである。⁽¹⁶⁾ このように、宗教活動を円滑に展開するためには守護の認可を得ることが大きな意味を持っていたことが知られる。

戦国期には、伊勢御師や高野山宿坊などと諸国の守護の間で広範な師檀関係が形成された。伊予の守護河野氏の例を挙げると、天文13年(1544)4月14日、河野通直は高野山上蔵院に宿坊証文を与え、伊予からの参詣者はすべて上蔵院を宿坊とさせること、もし他の坊に宿泊した者は国において堅く処罰することを上

蔵院に約束している。上蔵院と守護河野氏との間で結ばれた師檀関係は、分国内の領主層に影響を及ぼし、彼らを高野参詣に組織する効果を生んでいくのである。⁽¹⁷⁾

以上のように、幕府一守護体制が変質する中で、守護の支配する分国が一体化を見せ、宗教秩序も分国単位で凝集していくようになる。例えば、周防を本国として西中国から北九州にかけて広大な分国を形成した大内氏は、分国法を制定し、分国内の寺社統制を強めている。次章では、守護による宗教統制の実態を、西日本随一の地域権力である大内氏を例に検討していくことにしたい。

3 大内氏による寺社統制と分国支配

(1) 氏神・氏寺・菩提寺を中核とする宗教秩序

大内氏は、祖先とされる百済の琳聖太子が来朝した時に妙見菩薩が鎮護したとする伝説をもとに、北極星を神格化した妙見菩薩を氏神として信仰した。大内氏は、氷上妙見社を中心に分国内の各地に妙見社を勧請している。明徳3年(1392)、新たに守護職を得た和泉の国内にも妙見社が勧請され、⁽¹⁸⁾ 文明9年(1477)には応仁の乱の大内氏の陣中にも妙見社が勧請されたという。⁽¹⁹⁾

氷上妙見社と一体的な性格をもつのが大内氏の氏寺である興隆寺である。大内氏は、興隆寺における最も重要な法会である二月会について、その責任者(大頭役)を大内氏一族・有力御家人の中から籤によって選出する方式を定めた。大頭役を援助する脇頭役・三頭役は、分国の各郡の回り持ちで割り当てられ、宝徳2年(1450)の「二月会脇頭・三頭役次第注文」によれば、脇頭の郡は20貫文、三頭の郡は10貫文を寺納することが義務づけられた。⁽²⁰⁾ 郡内の給人領や寺社領は間違いなく寺納するように、大内氏の奉行人から催促がなされることになる。⁽²¹⁾ こうして、大内氏の氏寺の法会を分国全体で支える体制が構築されていくのである。

大内氏の一族全体を守護する氏寺である興隆寺が天台宗寺院であったのに対し、大内氏の歴代当主を弔う菩提寺はほとんどが禅宗寺院である。文明18年(1486)、大内氏は各当主の年忌を掲示し、年忌当日にはそれぞれの菩提寺への出仕を御家人に義務づけ、これを通して御家人たちの統制を図っている。⁽²²⁾

(2) 分国内寺社の掌握

大内氏は、6～7カ国に及ぶ分国の行政を整備し、守護代・小守護代・郡代や奉行人など各種の官僚機構を発達させた。宗教面についても、永正17年の「高嶺大神宮御鎮座伝記」に「長門国寺社奉行」という役職が見えるように、国単位に寺社奉行を設置して寺社の統制に当たらせようである。⁽²³⁾ 分国内の寺社に関する相論は、大内氏の法廷において裁定がなされている。

周防国玖珂郡新宮社の別当は、大内教弘による「御分国中寺社御尋」に際し、寛正3年(1462)に山口に出頭して社領の知行状況を報告した。⁽²⁴⁾ 文明11年(1479)、長門国厚狭郡の正法寺は、「従公方御尋」に応じて寺領や相伝文書を書き上げた報告書を提出している。⁽²⁵⁾ この報告書は、公方すなわち大内氏による知行状況の調査への回答であり、その中には各寺領の分米を示した「郡帳前」の数字が表記されている。15世紀半ば頃から、大内氏は、分国内の郡ごとに「郡帳」を作成し、寺社領を含む知行状況の調査を進めていたと考えられる。大内氏が豊前国規矩郡の門司八幡宮に対して当知行安堵を行った時、その根拠とされた長禄3年(1459)8月の「帳面」も、同様の性格をもつものであったろう。⁽²⁶⁾ 大内氏は分国内の寺社の掌握、統制の強化に努めていたことが知られるのである。

4 大内氏分国における寺社参詣と巡礼

(1) 伊勢参宮・高野参詣と大内氏

中世後期、足利将軍家や諸国の守護は盛んに伊勢参宮を行った。大内氏の場合も、大内氏の当主やその一族・家臣の伊勢参宮が確認できる。延徳4年(1492)には、大内義興母が輿8丁・騎馬5騎・同道者3千人余という大規模な伊勢参宮を行っている。⁽²⁷⁾

文明15年(1483)3月、大内氏は「参宮人仁餞送停止事」と題する壁書を発布し、諸人の伊勢参宮時における餞別・土産の贈答停止を命じた。⁽²⁸⁾ 礼節に専心して神慮を軽んじることにつながるというのが禁止の理由であった。分国内からの伊勢参宮が盛況を見せる中で、大内氏が統制を図る動きを示したのである。大内氏分国においては、伊勢御師が享禄5年(1532)に周防・長門・石見・豊前・筑前と豊後を廻国した檀那

帳が残存している。⁽²⁹⁾

高野参詣については、伊予河野氏が分国内からの参詣者は高野山上蔵院を宿坊とする旨を定め、守護と宿坊との間で結ばれる師檀関係が分国内の領主層を寺社参詣に誘引することを前述したが、大内氏についても同様な状況が進展したと考えられる。永享4年(1432)に大内盛見の墓が高野山に建立されたと伝えられ、⁽³⁰⁾高野山成慶院には「周防国日牌月牌帳」が残されており、享禄年間以降に死去した山口の武士・僧侶・商人の名が記述されている。⁽³¹⁾

(2) 分国内寺社への参詣と大内氏

大内氏は、安芸厳島社・豊前宇佐社をはじめ、分国内にある有力寺社へもしばしば参詣を行った。明応6年(1497)4月、大内義興は先達に導かれて周防一宮(玉祖神社)に参詣し、つづいて二宮(出雲神社)・三宮(仁壁神社)・四宮(赤田神社)・五宮(朝田神社)を訪れた。その路次行程は、「五社御参詣之次第」と題する文書に書き残されている。⁽³²⁾大内氏は、長門の住吉神社・忌宮神社など、周防以外の一宮・二宮にも参詣し、分国内の主だった寺社の保護と統制に努めている。

天文10年(1541年)4月、厳島神主家の友田興藤が大内氏に敵対して滅ぼされた。その直後、大内義隆は厳島に参詣し、杉景教を新神主に任じるとともに、繋がり深い棚守房頭を社家の中心にすえた。なお、この頃、厳島に古くから伝わる一切経が分散していたため、大内氏は厳島社の神宮寺である大願寺に命じて一切経の入手を図った。大願寺の住僧尊海は経典を求めて朝鮮半島まで渡ったが、取得できずに帰国した。大内氏は分国内にある一切経を厳島社に寄進する策に切り替え、長門の内日にある普光王寺から経典を買い入れて厳島に寄進することになった。同年5月、尊海が長門に下向し、一切経を収める輪蔵の移築を成し遂げている。この時に尊海が作成した起請文には、夢の中に現われた厳島大明神の霊験が述べられた上で、「如此新成儀書付置候事、於虚言者、尊海六十六部・東西秩父順礼・四国遍路、三禅定随成就、空捨仏種、阿鼻城為家者也」と記されている。⁽³³⁾四国遍路が六十六部や東西秩父順礼と並ぶ仏道修行と捉えられていて興味深い。

厳島社に参詣したのは大内氏分国の人々だけではない。天文年間には伊予衆の厳島参詣をめぐる紛争が生じ、大内氏からこれを裁定する奉行人奉書が出された。⁽³⁴⁾これによれば、伊予衆が厳島社の法会に参詣しようとしたところ、白井氏ら広島湾に拠点を持つ警固衆が「号警固諸事違乱」に及んだため「近年一円与州船無着津」という事態に陥ったという。社家衆から「迷惑之由」を訴えられた大内氏は、警固衆に対し妨害停止を命じ、「殊当時御和談之上者、聊不可有其煩」と申し渡した。これをうけて伊予の村上通康が厳島に送った書状には、「近年依物念参詣之衆無之候歟」とした上で、大内氏より奉書が発せられたので「国表参衆、如前々可有物詣候」とあり、厳島参詣を復活することを社家に約束している。⁽³⁵⁾一方、白井氏の側は「予州舟参詣之時、我等致違乱」というのは事実無根であることを主張し、ここしばらく「与州舟」の渡海がないため自分たちは宮島表の警固を勤めておらず、「警固米」を徴収したため「社参之舟」が相滞ったという事実もないと反論した。⁽³⁶⁾そして、詳細は山口に参上して大内氏に弁明することを述べている。

一連の史料からは、戦国期には厳島社の法会に伊予衆が参詣するということが度々みられたことが分かる。参詣衆の中心は来島村上氏ら伊予の海賊衆であったものと思われ、村上通康書状に見える「毎事御祈誓之義憑入候」という文言からは海賊衆による厳島への厚い信仰がうかがわれる。ところが参詣をめぐる白井氏ら広島湾の警固衆との紛争が生じた。「殊当時御和談之上者、聊不可有其煩」と記されているところを見ると、背景には大内氏と伊予側の戦乱があった可能性が高い。大内氏は伊予側との和平をふまえて警固衆に伊予衆の参詣への妨害停止を命じたのである。戦乱が寺社参詣の障害となる状況が生まれ、それを背景とする海賊衆の対立が瀬戸内の秩序を脅かしたため、守護大内氏による統制が加えられたものと考えられる。厳島参詣をめぐる紛争は、守護を中心とする戦国期の地域権力秩序のあり方に対応する形で解決されたのである。

大内氏分国の首都である山口には、今八幡宮・今天神(古熊社)・祇園社・厳島社・多賀社・諏訪社・山王社・熊野社など、大内氏時代以前も含めて多くの神社が勧請された。中でも、とくに重要なのが今伊勢(高嶺大神宮)の建立である。「高嶺大神宮御鎮座伝記」によれば、大内義興は在京中から伊勢神宮を山口に勧請することを願望し、永正15年(1518)10月の帰国直後から建設に取りかかった。⁽³⁷⁾その際、義興は阿波の勝瑞出身の祐覚房という十穀聖に伊勢勧請のための勧進を命じた。祐覚房は長らく山口を徘徊・勧進して神社仏閣以下の再興・修造・上葺を実現し、近年は勧進物をもって即時に今八幡宮の舞殿を造立した人物で

あったという。祐覚房は、大内氏の命を受けて翌年3月から勧進活動を開始している。

当社の外宮の建設に必要な材木・金銭や番匠・呉丁に支払う作料は、寺社の折紙銭から支給することとされ、各国の寺社奉行に大内氏から奉書が出された。永正16年8月に作事始、10月10日に立柱して、11月3日に外宮が完成している。内宮は翌17年2月に作事始、3月21日に立柱して4月8日に完成した。6月29日、義興・義隆父子が社参して遷宮の儀式が大々的に執り行われた。周防・長門両国万民の信心の証しとして各郡に金銭を割り当て、豊前・筑前両国へも同じように配当がなされた。

天文8年(1539)の遷宮の際には、豊筑両国の寺社から折紙銭を進上させて造営費用に充てたが、それでも足りずに防長の寺社からも折紙銭の進上を命じている。⁽³⁸⁾ このように、大内氏は当社に対する信仰を全分国規模で振興していこうとしており、高嶺大神宮を中核とする宗教秩序の創設をめざしたものと評価できる。実際、永弘通忠や宮成氏の女中ら豊前宇佐宮の社家や関係者が今伊勢参宮のため山口に出向いた事例が認められ、⁽³⁹⁾ 分国内から当社へ参詣に赴く者が見られるようになったことが分かる。

なお、高嶺大神宮の建設にあわせて、それまで堅少路にあった祇園社が高嶺大神宮の地に移されたほか、大内氏館にあった鎮守十一社、今少路殿の庭にあった貴船大明神、堅少路今御新殿の屋敷鎮守社なども高嶺大神宮の末社として移築されている。高嶺大神宮の造営は、山口の都市改造を伴うものであったと考えられる。

(3) 巡礼の統制

大内氏は巡礼などの移動を伴う宗教活動に対してどのような対応をみせたのであろうか。南北朝期の大内弘世が周防に33寺を草創し、周防西国霊場を設けたとする伝承があるようだが、これは事実関係が明らかではない。⁽⁴⁰⁾ 15世紀半ば以降、「大内氏掟書」には夜中の路頭往来を禁じた法令が目につく。

① 長禄3年5月22日 大内教弘袖判禁制条々壁書 写⁽⁴¹⁾

築山殿

御判

御禁制

- 一 夜中に大路往来の事
- 一 辻すまうの事
- 一 路頭におゐて女をとる事
- 一 夜中に湯田の湯へ入事
- 但、湯治の人并女人同農人等被除之、
- 一 諸国落人、其余子細を不存知輩、不可召仕事
- 一 京やうと号し出立・いさうの事
- 一 他国の輩、加用心可召仕之事

(以下、略)

② 文明18年4月29日 大内氏禁制条々 写⁽⁴²⁾

禁制

- 一 夜中大道往来之事
先御代御禁制事旧事、異相不審之者、専可加制止也、但、旅人事者、糺其宿、可許往来也、
- 一 薦僧・放下・猿引事、可払当所并近里事
- 一 非職人、非諸人之被官者、他国之仁、於当所不可寄宿事
- 一 路頭夜念仏停止事
- 一 巡礼者、当所之逗留可為五ケ日、過五ケ日者、不可許容事

(以下、略)

③ 文明19年4月20日 夜中路頭往来禁制条々壁書 写⁽⁴³⁾

夜中路頭往来禁制条々

- 一 長具足・弓・うつほの事、但、旅人并諸人送迎之仁除之、 堅可尋究也、
- 一 笠同はうり・十とく・いさうの仁之事 但、於如此仁者、雖為日中、堅可被成敗也、

- 一 物詣之由申仁事
 - 一 ほうかふり・中帯の仁の事
 - 一 笛・尺八・音曲之事 但、其身宿所之前一
二町之間ハ除之、
- (以下、略)

これらの法令は夜中の往来を禁じただけではなく、異様な姿をした者や他国の者に対して疑いの目を向けるなど、治安対策的な性格が濃厚である。そして、その中に巡礼者の逗留を5日以内に制限したり、物詣と称する者を取り締まったりする規定を認めることができる。これは、巡礼者に対する大内氏の警戒心を示すものと言えよう。

また、明応9年(1500)3月20日の大内氏奉行人連署奉書は、文明7年11月13日に制定された「氷上山興隆寺法度条々」にある女人禁制の徹底を図ったものであるが、「雖為或他国之族、或旅客・巡礼已下、於女人者、堅固可有禁断」ところ、これを守らず法界門内まで女人が徘徊していることが問題視されている。⁽⁴⁴⁾ 他国の者と旅客・巡礼者が並記されており、巡礼者は他国の者と同様に大内氏の統制が及びにくい存在と考えられていたことがうかがわれる。

これまで述べてきたように、大内氏の宗教政策は、分国内の寺社を把握し、分国の枠内で統制を図ろうとする指向性が強い。しかし、こうした方式では分国外から入ってくる者や既製の寺社組織・本末関係から食み出すような動きに対しては、積極的に統制を図る手がかりに乏しい。近世権力であれば、寺請制度に基づいて往来手形を発行し、巡礼先で問題が生じれば村請制度に基づいて対応を委ねるという形で統制を図ることが可能であった。これに対して、こうした手立てを持たない中世の地域権力にとって、統制は限定的なものに留まらざるをえなかった。いきおい、分国の枠を超えて活動する参詣者や巡礼者は、逸脱や秩序攪乱を生む恐れを持つ存在として、警戒を要する対象と見られていたのであろう。

おわりに

日本中世は神仏の時代であり、寺社関係の中世史料は数多く残されている。とりわけ土地や諸職の権利関係に関する文書は豊富である。しかし、特定の寺社に所属しない宗教活動となると、途端に史料は少なくなる。その性質上、四国遍路などの巡礼に関わる史料は乏しく、それが中世の巡礼研究を困難にしている。とはいえ、史料の乏しさは、決して巡礼がなされなかったことを意味するものではない。

中世には巡礼や寺社参詣が活発化するが、それらをどのように構造的に理解するかが問題となる。新城常三氏は、大名→家臣→領民というように、上から下へ檀那の組織化が進んでいくとする方向を軸に理解しようとした。御師は大名と師檀関係を結び、大名を介して家臣さらに領民に拡大するという形で農村に進出し、この方式が最も成果を挙げたのが戦国大名領であったと説明している。⁽⁴⁵⁾ 私もかつて伊予守護河野氏と高野山宿坊との師檀関係史料を手がかりに四国遍路の成立事情を探ろうと試みた。⁽⁴⁶⁾ 大名との師檀関係が結ばれる中で、高野山から下る高野聖の活動が展開し、それを介して四国遍路の成立が見通せるのではないかと考えたのである。しかし、残念ながら師檀関係の形成と四国遍路の成立をうまく結びつけることはできなかった。

恐らく、中世の巡礼や寺社参詣は、上からの組織化という方向で捉えるだけでは十分でないのであろう。むしろ、宗教者の自律的な結合が在地社会の信仰を組織していく動きに着目すべきではないだろうか。長谷川賢二氏は、阿波の山伏が「国司御意」(守護細川氏または守護代三好氏の承認)を取り付けながら、基本的には自律的に法度を定めて信仰を管理する宗教秩序を確立させていたと論じた。⁽⁴⁷⁾ 守護など地域権力による容認・保証機能は確かに重要な要素であり、地域的な公権力の認可を得ることによって布教や勧進の効果的な広がりが期待できるのは事実であるが、宗教活動それ自体は権力を介したものでなく、当事者の自律的・主体的な活動に大きく依存していたと考えられる。

四国遍路の形成に際して、最近では熊野・山伏との関係が注目を集めている。四国遍路は高野山の側から組織したものではなく、自律的な結合・ネットワークをもつ修験者が主導的役割を果たしていた可能性が高い。とはいえ、「修験の習」として取り組まれた四国修行が、俗人にまで開かれた巡礼としての四国遍路へと展開するにあたっては、何らかの転換が必要であったはずである。その転換がどのようにしてなされたか、検

討を重ねていくことが求められている。

註

- (1) 従来、往来手形が登場するのは近世後期になってからと考えられてきたが、松山藩では正徳年間の史料が確認されている（内田九州男「遍路・巡礼と往来手形」『2009年度四国遍路と世界の巡礼 国際シンポジウム プロシーディングス』2010年）。
- (2) 「阿淡年表秘録」(『徳島県史料』第一巻)。
- (3) 新城常三『新稿社寺参詣の社会経済史的研究』(塙書房、1982年)。
- (4) 胡光「山岳信仰と四国遍路」(四国地域史研究連絡協議会編『四国遍路と山岳信仰』岩田書院、2014年)。
- (5) 応永21年2月22日高野山禁制案(『大日本古文書 高野山文書』514号)。
- (6) 「仏名院所司目安案」(弘安年間)(『大日本古文書 醍醐寺文書』417号)。
- (7) 「勸善寺大般若經 卷208奥書」(嘉慶2年)(長谷川賢二『修験道組織の形成と地域社会』、岩田書院、2016年、256・281頁)。
- (8) 「金剛福寺不動明王画像銘」(明応3年)(近藤喜博『四国遍路』桜楓社、1971年、129頁)。
- (9) 長谷川賢二『修験道組織の形成と地域社会』(前掲)。
- (10) 長谷川賢二『修験道組織の形成と地域社会』(前掲)。
- (11) 頼富本宏『四国遍路とはなにか』(角川学芸出版、2009年)。
- (12) 大田壮一郎『室町幕府の政治と宗教』(塙書房、2014年)。
- (13) 応永23年4月3日室町幕府御教書(『神奈川県史 資料編』5488号)・永享8年12月5日室町幕府御教書(『同』5924号)・永正10年1月15日大内義興奉書写(「万福寺文書」『中世益田・益田氏関係史料集』)。
- (14) 応永28年8月15日京極氏奉行人連署奉書(「小野家文書」『大社町史 史料編 古代・中世 上』)。
- (15) 榎原雅治『日本中世地域社会の構造』(校倉書房、2000年)。
- (16) 小谷利明『畿内戦国期守護と地域社会』(清文堂出版、2003年)。
- (17) 川岡勉編『高野山上蔵院文書の研究』(愛媛大学教育学部、2009年)。
- (18) 正月29日大内義弘書状(「興隆寺文書」『山口県史 史料編 中世3』)。
- (19) 金谷匡人「大内氏における妙見信仰の断片」(『山口県文書館研究紀要』19号、1992年)。
- (20) 宝徳2年2月13日興隆寺二月会脇頭・三頭役次第注文(「興隆寺文書」『山口県史 史料編 中世3』)。
- (21) 2月18日大内氏奉行人連署書状(「興隆寺文書」『山口県史 史料編 中世3』)。
- (22) 「大内氏掟書」100条(『中世法制史料集 第3巻 武家家法I』)。
- (23) 高嶺大神宮御鎮座伝記(「山口大神宮文書」『山口県史 史料編 中世2』)。
- (24) 長享2年6月2日難波通次申状(「新宮神社文書」『山口県史 史料編 中世2』)。
- (25) 文明11年4月28日正法寺寺領并文書目録案(「正法寺文書」『山口県史 史料編 中世3』)。
- (26) 永正17年12月6日大内氏奉行人連署端裏書(「甲宗八幡宮神社文書」『北九州市史 古代・中世』)。
- (27) 「政覚大僧正記」延徳4年4月9日条。
- (28) 「大内氏掟書」57条(『中世法制史料集 第3巻 武家家法I』)。
- (29) 「中国九州御祓賦帳」(『山口県史 史料編 中世』)。
- (30) 「風土注進案」山口宰判 廿八 上宇野令之九。
- (31) 「周防国日牌月牌帳」(『山口市史 史料編 中世』)。
- (32) 明応6年4月19日大内氏家臣連署奉書写(『山口市史 史料編 中世』)。
- (33) 大蔵経目録口書写(「大願寺文書」『広島県史 古代中世資料編Ⅲ』)。なお、広島県立文書館所蔵の写真版によって字句に修正を加えた。
- (34) 5月21日大内氏奉行人連署奉書案(「卷子本厳島文書」『広島県史 古代中世資料編Ⅲ』)。
- (35) 9月14日村上通康書状(「野坂文書」『広島県史 古代中世資料編Ⅲ』)。
- (36) 9月16日白井氏連署書状(「厳島野坂文書」『広島県史 古代中世資料編Ⅱ』)。
- (37) 高嶺大神宮御鎮座伝記(「山口大神宮文書」『山口県史 史料編 中世2』)。
- (38) 天文8年7月4日大内氏奉行人連署奉書(「山口大神宮文書」『山口県史 史料編 中世2』)。

- (39) 天文18年永弘通種覚書（「到津文書」『山口市史 史料編 中世』）。
- (40) 新城常三『新稿社寺参詣の社会経済史的研究』（前掲）471頁。
- (41) 「大内氏掟書」2－8条（『中世法制史料集 第3巻 武家家法Ⅰ』）。
- (42) 「大内氏掟書」89－93条（『中世法制史料集 第3巻 武家家法Ⅰ』）。
- (43) 「大内氏掟書」117－121条（『中世法制史料集 第3巻 武家家法Ⅰ』）。
- (44) 明応9年3月20日大内氏奉行人連署奉書（「興隆寺文書」『山口県史 史料編 中世3』）。
- (45) 新城常三『新稿社寺参詣の社会経済史的研究』（前掲）158・159頁。
- (46) 川岡勉「中世の高野山参詣と地域権力—伊予における展開—」（『第1回四国地域史研究大会 公開シンポジウム・研究集会 報告書』2009年）。
- (47) 長谷川賢二『修験道組織の形成と地域社会』（前掲）。